

鳥取県告示第 611 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人誠医会 理事長 宮川秀 人	東伯郡北栄町瀬 戸 53-2	医療法人誠医会 宮川医院	東伯郡北栄町瀬 戸 45-2	短期入所療養 介護	平成 19 年 7 月 1 日